



あなたの子育てをサポートします！

「産前・産後の家事支援」のご案内



体調が変化する妊娠中や、生活リズムが変動する出産後のお母さんが安心して過ごせるように、家事支援（ヘルパー派遣）にかかる費用を助成します。

対 象

北秋田市民で次の項目に該当する、妊婦さん(※)と概ね生後3か月になるまでの乳児を育児中のかた

- ①家事と育児の両方に不安のあるかた
- ②家事を頼める人がいないかた

※妊娠中は切迫流産等で、医師から安静が指示されている場合や体調不良がある場合に利用することが可能です。

家事サービス内容

- ・食事の準備及び後片付け
- ・衣類の洗濯
- ・掃除、整理整頓
(リビング、トイレ、風呂などの日常的な掃除)
- ・買い物(交通費別途) など

※家事支援は北秋田市民で北秋田市内での提供に限られます

※赤ちゃんへの直接のお世話はできません



利用のご案内

- ・利用時間 1回あたり1時間以内
- ・利用回数 1人最大8回まで
週1回または月4回の利用
※1日1回まで
※多胎の場合は
8回×子どもの人数分利用可能
- ・支援時間 8:00~18:00
- ・利用料金 無料

※時間を延長することも可能ですが、30分ごとに1,200円(税抜き)の自己負担

申し込み方法

利用希望の方は、電話で連絡をお願いいたします。
※申請からサービスの利用開始まで、2~3週間かかります。

〈利用までの流れ〉
詳細は裏面をご覧ください



北秋田市 子育て世代包括支援センター

◇申込み・問合せ先◇

住所：宮前町9-69（保健センター内）

TEL0186-62-6681（直通）

TEL0186-62-6666

FAX0186-62-6667

◆利用までの流れ

※利用開始まで2～3週間かかります。

①～⑤までは、出産前やできるだけ早い時期にお済ませください。

①北秋田市子育て世代包括支援センターへ連絡

① 北秋田市子育て世代包括支援センター62-6681へ連絡し、「産前・産後家事支援を利用したい」旨をお伝えください。

②利用のための調査と申請書の提出

② 利用のため調査は、保健師が訪問で家庭状況等の確認し、利用申請書を記入していただきます。

③審査

③ 調査結果と申請書の内容をもとに、資格審査があります。

④利用承認通知

④ 利用が承認された場合は、「利用承認通知書」と「利用券」が郵送で届きます。同時に、市からサービス提供委託事業所（以下「事業所」という）へ利用者の情報が提供されます。

⑤事業所の事前訪問

⑤ 事業所がご自宅を事前訪問し、サービス内容の詳細について確認します。（事前に訪問日調整のための連絡があります。）

⑥事業所へサービス開始日を連絡

⑥ 出産後、または利用希望日の1週間前までには事業所へ直接連絡をしてご相談ください。

⑦利用開始

⑦ お子さんが概ね生後3ヶ月まで利用可能です。